



令和6年12月16日

文京区長 成澤 廣修 様

文京区公契約審議会
会長 磯崎 初仁

令和7年度労働報酬下限額について（答申）

令和6年8月26日付2024文総契第768号により諮問のありました標記の件につきまして、文京区公契約条例（令和6年6月文京区条例第24号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定により、下記のとおり答申します。

記

1 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額

(1) 熟練労働者及び一人親方

令和7年度の東京都における公共工事設計労務単価に100分の90を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額とするのが妥当である。

また、東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない3職種については、「タイル工」は「内装工」、「屋根ふき工」は「板金工」、「建築ブロック工」は「石工」の単価を用いて算定し、当該職種の単価が設定された場合には、その単価を基に算定するのが妥当である。

なお、上記3職種以外で東京都における公共工事設計労務単価が設定されなかった場合は、当該職種の今年度の単価に、他の職種の前年度比を平均して得た割合を乗じて算定するのが妥当である。

(2) (1)以外の労働者（労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者）

令和7年度の東京都における公共工事設計労務単価の職種「軽作業員」の単価に100分の70を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額とするのが妥当である。

2 工事又は製造以外の請負契約、業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する東京都最低賃金及びその他公的機関が定める基準等を勘案し、1時間当たり1,295円とするのが妥当である。

3 附帯意見

条例の施行初年度であることを踏まえて、その実効性を確保するため、制度、趣旨等の周知など必要な対応に努めること。